

幼稚園幼児指導要録の 改訂について

上野 芳 太 郎

一、指導要録の性格

「指導要録」という言葉は、昭和二十二年学校教育法施行以後にはじめて使われるようになったものであるが、法定公簿としての指導要録は既に七年の歴史を有する。はじめて定められた時期には多少早い遅いがあったけれども幼稚園から高等学校までの学校においてはすべて指導

要録を作製することになっている。幼稚園は学校教育法によって正規の学校として位置づけられ、小・中・高等学校と同様の規制を受ける場合が多いのであるが、指導要録については、学校教育法施行規則第十二条の三の規定により校長（園長）にその作成を義務づけられており、同規則第十五条に学校備付表簿として定められている。従って幼稚園幼児指導要録は、国公立を問わずすべての幼稚園がその作製保有を義務づけられている公簿である。従来学校に備え付けられていた学籍簿は学校における生徒の戸籍であり、形式的な証明のための原簿としての性格をもつものであった。このような学籍簿から生徒（幼児）を理解し、指導するための記録としての指導要録にかわつたことは、生徒個人を尊重し、科学的にこれを理解し指導しようという新教育の端的な表現であり、わが国教育の躍進を意味するものであった。

二、今次改訂の趣旨

このような意義をもった指導要録であるが、現行のものが定められた時は、まだ占領中であり、国内におけるこの方面の研究も進んでいなかった。そこで過去数年間実施した経験から指導要録を全面的に再検討し改訂すべきであるという要望が起つてきた。そして各方面から指摘されたことは、同じ子供が幼稚園から小・中・高等学校と進んで行くのに、指導要録が幼・小・中・高を通じて一貫性がなく不統一である。またわが国の実情に照らし余りに複雑であり、扱いにくいということであった。それで今次の改訂では、幼稚園の特色を生かしながら小・中・高とできるだけ一貫性を持たせるようにし、指導要録がはたさなければならぬ二つの機能すなわち、幼児の学籍ならびに指導の過程および結果の要約を記録し、指導に役立つとともに外部に対す

る証明にも役立ちうるような簡明な原簿とすることに努めた。そして昭和三十年十月八日付文初初三九三号通達をもって関係各方面に対し改訂案を傳達し、昭和三十一年度(できるところは三十年度)から実施することになった。

今度文部省から示した幼稚園幼児指導要録の記載様式は参考基準案であり、絶対不動のものではない。前述の通達には「この案に基いて幼稚園および地域の特殊事情を勘案し、昭和三十一年度から、改訂した指導要録を使用するようお願いいたします。」と述べられている。すなわち、個々の幼稚園や地域の特事情に依じて若干変えたものを作ってもよい。この案の趣旨にそって工夫し改訂したものを昭和三十一年度から使うようにということで、内容については現場における研究成果を盛り込むようになっていゝ。しかし今度文部省から示した案は、わたくしからいゝのは少しおかしが、改訂委員

や研究会等委員会その他各方面の協力によつてできたものであり、良くできていると思つてゐる。それで指導の記録の中の「指導内容」の項目については、加除変更するものが少しはあつても余り手を加える必要はおこらないのではないかと考へてゐる。人によつてはこの案は中途半端である。これでは指導には役に立たない。もつと詳細なものが必要だと云うかも知れない。しかしわたくしどもは、公簿としては、この程度のものでよくはないかと考へる。

指導のためには、幼稚園なり、先生個人なりで考へた詳細に記録するための補助簿が必要なのである。指導要録は一年間の補助簿を整理した結果をまとめて記録し残すものである。少くもこれだけの記録があれば、次に担任する先生もその子供についての指導の概要が分り、その子供を理解する手がかりとなり、次の指導を工夫することができるであらう。公

簿であり、すべての幼稚園にその作製を義務づけるものであるから余り複雑なものを要求するのは適當でないと思つ。

三、指導要録の取扱ひおよび記入上の注意

指導要録の取扱ひや記入上の注意については通達に詳細に述べられてゐるのでこれを覧願ひたいが、二、三特に注意願ひたい点をあげると次の通りである。

1 小学校へ進学する場合は原本を残し、抄本を小学校へ送ること。

2 家庭への通信簿については、別に適當な様式を工夫すること。

3 「家庭環境、社会環境その他特記すべき事項」の欄に記入された事項のうち、秘密を要するものについては、その取扱に特に注意すること。

4 標準検査の記録は、最も信頼のおけるものを正確に実施した場合にのみ記入し、自信のないものは記入しなくてよいこと。
(文部省初等教育課長)